

### Ⅲ 通学規則

#### 1. 自転車通学について

(1) 自転車は安全基準を満たしたものであること

- ① ヘッドライト及び後方反射器は必ずつける。
- ② スタンドは両立のものを使用し、荷台は必ずつける。
- ③ ベルはよく鳴るものとする。

(2) 乗り方

- ① ヘルメットを必ず着用する。
- ② 法律を守って運転する。(傘さし運転, 二人乗り, 並進, 夜間の無灯火運転等は禁止)



#### 2. JR通学について

- ① 列車内や駅構内では, 公共のルールとマナーに則った行動をとる。
- ② JR構内では, 許可されていない場所には立ち入らない。
- ③ 踏切以外の場所では, 線路を横断しない。

#### 3. スクールバス (タクシー) 通学について

- ① バス内では, 公共のルールとマナーに則った行動をとる。
- ② バス停周辺では騒がず, 他の通行者の邪魔にならないようにする。

#### 4. 徒歩通学について

- ① 歩道がある場合は歩道を通行する。
- ② 歩道のないところでは, 道路の右側を通行するが, 学校から国道までの通学路については, 図のように指定された側を1列で通行する。
- ③ 横に広がって歩く, ふざけて遊びながら歩く, 道路を斜めに横断するなど, 危険な行為をしないようにする。

★気持ちのよい挨拶をしよう!

★勝山中学校の生徒として見られていることを自覚しよう!

